

入札~~（見積）~~執行調書

件名 宮城野第二庁舎低圧電気設備引込改修工事  
 日時 令和4年11月10日 14時30分  
 場所 東北農政局第1入札室

予定価格	¥3,652,000.-						
備考	入札 <del>（見積）</del> 書に記載された金額と比較する価格¥3,320,000.-						
番号	入札 <del>（見積）</del> 業者名	第1回		第2回		第3回	
		順位	金額	順位	金額	順位	金額
1	R. P. E. JAPAN (株)	—	辞退				
2	(株) 愛工大興	—	辞退				
3	あきら機電 (株)	—	辞退				
4	(株) 伊澤工業	—	辞退				
5	石丸防災電気 (有)	—	辞退				
6	(株) エーブイテック	—	辞退				
7	(株) SDS	5	3,277,000				
8	(株) 仙台測器社	—	辞退				
9	(株) シフト	—	辞退				
10	河北通信工業 (株)	—	辞退				
11	萱場工業 (株)	—	辞退				
12	(株) 共和電業	—	辞退				
13	旭洋設備工業 (株)	—	辞退				

番号	入札 <del>(見積)</del> 業者名	第 1 回		第 2 回		第 3 回	
		順位	金額	順位	金額	順位	金額
14	(株) 菊電社	—	辞退				
15	ケーオー電気 (株)	—	辞退				
16	(有) サン・エース技研	1	2,850,000	落札	[落札価格 ¥3,135,000.—]		
17	三共電気 (株)	13	4,233,000				
18	(株) サンテック	—	辞退				
19	産電工業 (株)	11	3,880,000				
20	庄子電気 (株)	10	3,780,000				
21	(株) CNS	—	辞退				
22	新栄電設工業 (株)	—	辞退				
23	新電気工事 (株)	8	3,320,000				
24	菅原産業 (株)	—	辞退				
25	正光電気工事 (株)	—	辞退				
26	(株) 仙光	—	辞退				
27	仙台電気工事 (株)	2	3,078,000				
28	太平電気 (株)	—	辞退				
29	(株) 谷工機社	—	辞退				
30	玉川電気 (株)	—	辞退				
31	タマヤ電気 (株)	—	辞退				
32	大和電設工業 (株)	7	3,317,000				
33	塚田電気工事 (株)	15	5,850,000				
34	(株) TTK	6	3,300,000				
35	(株) 寺沢電設	3	3,200,000				

番号	入札 <del>(見積)</del> 業者名	第 1 回		第 2 回		第 3 回	
		順位	金額	順位	金額	順位	金額
36	(株) 電気工事平間組	—	辞退				
37	東新工機 (株)	—	辞退				
38	東條テレコム (株)	—	辞退				
39	(株) TOHO	—	辞退				
40	東北浅野防災設備 (株)	—	辞退				
41	東北公営事業 (株)	—	辞退				
42	東北電子機器 (株)	—	辞退				
43	東北発電工業 (株)	—	辞退				
44	(株) 東北日立	—	辞退				
45	(株) 中北電機	—	辞退				
46	中田電気工事 (株)	14	4,260,000				
47	日東通信 (株)	—	辞退				
48	隼電機 (株)	9	3,400,000				
49	(株) パルックス	—	辞退				
50	フェース電設 (株)	—	無効				
51	福興電気 (株)	—	辞退				
52	(株) 扶桑エンジニアリング	—	辞退				
53	古川電気工事 (株)	—	無効				
54	ベルウッド電気 (株)	4	3,250,000				
55	堀内電気 (株)	—	辞退				
56	増田電気 (株)	—	辞退				
57	(株) 馬渕工業所	—	辞退				

番号	入札 <del>(見積)</del> 業者名	第 1 回		第 2 回		第 3 回	
		順位	金額	順位	金額	順位	金額
58	(株) 三浦組	—	辞退				
59	(株) みずほ電設工業	11	3,880,000				
60	(株) 南東北クボタ	—	辞退				
61	宮城ノーミ (株)	—	辞退				
62	(株) メディア・ライフ	—	辞退				
63	(株) ユアテック宮城サービス	—	辞退				
64	(株) ユアテック	—	辞退				
65	陽光ビルサービス (株)	—	辞退				
66	(株) 力道電設	16	6,800,000				

(注1) 上記金額は、入札 ~~(見積)~~ 者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

(注2) 執行者は、契約担当官等の補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者に、その確認を求めるものとする。  
 確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。  
 立会者は、予決令第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において当該開札に立ち会うこととされる当該入札事務に関係のない職員とする。